

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

1) 景観形成方針

◎伝統環境保存区域(41)…長町武家屋敷群地区

旧町名	長町一番～八番丁、穴水町一番～二番丁 など
基本方針	◎藩政期から残る大野庄用水沿いの街路や地区内の街路網、町割・地割を背景とした街並みと、庭や用水等が一体となった水と緑が調和した景観を保全・継承します。
景観特性	○長町武家屋敷群跡(土塀・門と庭が連続する街並み) ○敷地内の庭等の季節感が感じられる景観 (新緑・花・蛍・紅葉、雪吊り、土塀の菰がけなど) ○黒瓦の家並み ○伝統的形態意匠の金澤町家 ○足軽屋敷跡 ○大野庄用水の石積護岸、用水沿いの土塀・橋 ○用水の流れ・せせらぎの音
背景となる景観・ 地区内からの 眺望など	○近代的都市景観創出区域(都心軸区域)の街並み ○伝統環境調和区域(昭和大通り地区)の街並み